



～ノロウイルス食中毒の予防～

食中毒は気温が高い時期だけではなく冬場にも発生します。特にノロウイルスによる食中毒は冬季にかけて多くの方が発症します。ノロウイルスは少量でも発症するとともに、感染力が非常に強いため発症者だけではなく、感染していても症状がない人(不顕性感染者)を介して食品や調理器具・設備(給水栓、冷蔵庫取っ手など)を汚染して、多数の食中毒患者や二次感染者を出してしまうこととなります。

ノロウイルスと言えば、カキなど二枚貝が原因食品としてあげられますが、二枚貝を原因食品とする食中毒は件数で全体の30%程度です。厚生労働省の資料によると、

ノロウイルス食中毒の原因は、全体の6割がノロウイルスに感染した調理従事者による食品への二次汚染で、そのうちの6割は発症していない不顕性感染者となっています。そのため、

1. 発症者や不顕性感染者の早期発見
2. 感染者に対する適切な措置(感染を拡げない措置)

を徹底することが、ノロウイルス食中毒予防のための重要な対策となります。

1. 発症者や不顕性感染者の早期発見

感染者を早期に発見するためには、日頃から従業員やその家族の健康チェック(下痢、嘔吐、発熱)を行うこと、また検便では通常の病原菌だけでなくノロウイルスについても検査することが重要です。厚生労働省から出されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」では、検便検査は「10月から3月にはノロウイルスの検査を含めることが望ましい」となっています。

2. 感染者に対する適切な措置(感染を拡げない措置)

検便でノロウイルスに感染していることが確認された場合は、医療機関を受診し、ノロウイルスが検出されなくなるまで食品を取扱う作業をしない、場合によっては、仕事を休むなどの対策が必要となります。感染していることが疑われる場合も受診して感染が確認されたら同様の措置が必要です。このように適切に措置しなければ、感染者を介して汚染した食品などによる食中毒や二次感染がますます広がってしまいます。



当センターでは、ノロウイルス検便料金をできるだけ安価に設定しています。一度に多くの検体を依頼される場合は、さらにお安い割引料金での検査を行えます。

お電話いただければ、FAXで資料、依頼書・採便管・検体送付キットをお送りしますので宅急便(クール便/着払い)でご送付ください。

※検査に関するご相談・お問い合わせ先

公益財団法人 北九州生活科学センター
北九州本所
北九州市戸畑区中原新町1-4
TEL 093-881-8282 FAX 093-881-8333

福岡事業所
福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階
TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002